

7(2) 排出量のモニタリング・算定・報告・公表、第三者検証

排出量のモニタリング・算定・報告及び検証の概要

- 国内排出量取引制度においては、制度対象者は定められたルールに従い、敷地境界や排出源を特定するとともに、求められている精度水準を満たす方法でモニタリングを行い、排出量を算定することが必要であると考えられる。
- また、第三者機関による検証を受けることにより、制度対象者が適正にモニタリング・算定していることを客観的に示すことが必要であると考えられる。

例：JVETSにおける算定・検証ステップ

ステップ③：モニタリングポイントとモニタリング方法の特定

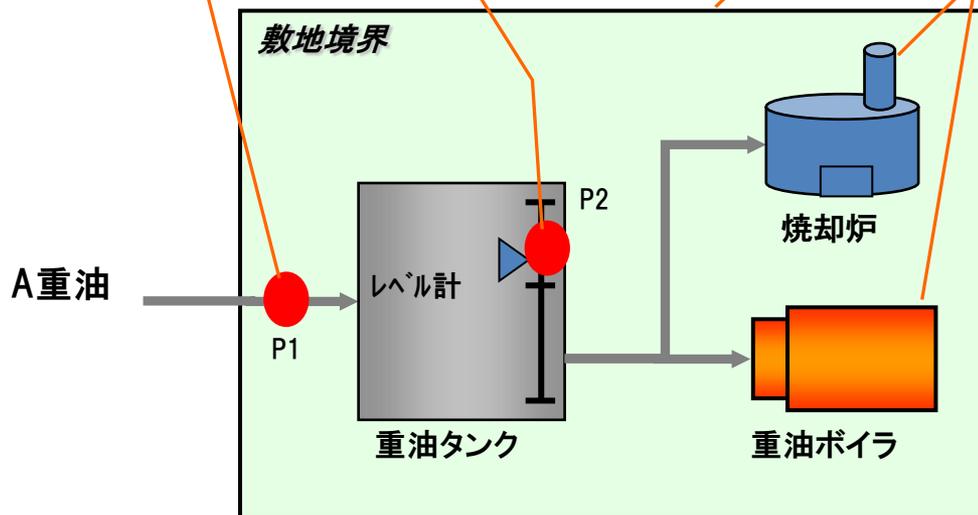
ステップ①：敷地境界の特定

ステップ②：算定対象となる排出源の特定

ステップ④：モニタリング・算定体制の構築

ステップ⑤：排出量のモニタリング・算定

ステップ⑥：算定結果の検証



P1：購買量データ、P2：在庫量データ

7(2) 排出量のモニタリング・算定・報告・公表、第三者検証

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度(現行)

排出者自らが排出量を算定することにより自主的な取組の基盤づくりを進めるとともに、排出量情報の公表・可視化による国民・事業者全体の自主的な取組の促進へのインセンティブ・気運を高めるため、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度を実施(改正地球温暖化対策推進法H18.4月より施行)。

項目	報告内容
対象ガス	<ul style="list-style-type: none"> • 特定事業所排出者: 6ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6) • 特定輸送事業者及び荷主: エネルギー起源二酸化炭素のみ
対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者単位(下記裾きりを超える事業所については事業所ごとの排出量も併せて報告) • エネルギー起源CO2: 原油換算1,500kl/年以上 • その他ガス: 3,000tCO2/年以上、かつ、常時使用する従業員の数が21人以上
報告期間	<ul style="list-style-type: none"> • 毎年度(特定輸送事業所排出者は毎年度7月末(H22年度に限り11月末)、特定輸送事業者及び荷主は毎年度6月末までに報告)
算定対象期間	<ul style="list-style-type: none"> • 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量は、報告する年の前年度1年間(年度単位) • HFC、PFC、SF6の排出量は、報告する年の前年1年間(暦年単位)
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> • 電気・熱の使用を含む全てのエネルギー使用活動 • その他の活動も国家インベントリで報告されている排出活動は全て網羅されている(工業プロセス、廃棄物焼却・埋立、家畜の飼養、排水処理等)
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所情報 • ガス種類別排出量(実排出量)、調整後温室効果ガス排出量 (法令で定める算定方法や排出係数を適用する場合にはその情報、京都メカニズムクレジット等を償却・無効化した場合には当該量も報告) ※電気・熱は間接方式を採用(電力の排出係数は電力会社別に設定)。ただし、発電所、熱供給施設は直接及び間接排出量の両方を報告。
モニタリング・算定方法	<ul style="list-style-type: none"> • モニタリング方法の規定は無く、排出量の算定方法・排出係数は法令で規定。
検証	<ul style="list-style-type: none"> • 検証はなし
報告	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所管大臣へ報告、環境大臣及び経済産業大臣が集計・公表

7(2) 排出量のモニタリング・算定・報告・公表、第三者検証

他制度における例

項目	EU-ETS	米国KL法案	東京都制度
対象ガス	<ul style="list-style-type: none"> 第3フェーズ:CO₂,アルミ地金生産起源PFC,硝酸等起源N₂O 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス (いわゆる6ガス+NF₃) 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー起源CO₂ <small>※エネ起CO₂以外のガスについても報告は義務(検証は不要。但し、削減量を当該事業所の削減義務履行に活用する場合は第三者機関による検証が必要)</small>
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備を特定 (燃烧施設:熱入力(20MW以上)、産業施設:生産容量により裾きり) 電力は直接方式を採用 	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備を特定 電力は直接方式を採用 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの使用(電気・熱の使用を含む) 電力は間接方式を採用
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーフロー エネルギー使用量 排出係数・発熱量 モニタリング方法・計測精度 エネルギーフロー毎の排出量 総排出量 バイオマス使用量 等 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料種別エネルギー使用量 設備情報 排出係数・発熱量 モニタリング方法 燃料種別排出量 等 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料種別エネルギー使用量 排出係数・発熱量 モニタリング方法・計測器 モニタリングポイント毎排出量 総排出量 削減対策等の義務履行に向けた計画 等
モニタリング・算定方法	<ul style="list-style-type: none"> 統一的なガイドラインに則り実施 	<ul style="list-style-type: none"> 直接計測方式(CEMS)を採用。既にルール化されているガイドライン(Climate Registry等)も認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 統一的なガイドラインに則り実施。
検証	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関による検証義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> CEMSによる計測の場合には不要。※ 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者機関による検証義務付け
検証機関認定	<ul style="list-style-type: none"> 各国認定機関が認定 	<ul style="list-style-type: none"> 認定機関が認定予定(オフセット用プロジェクトについて) 	<ul style="list-style-type: none"> 検証機関は東京都が登録
報告	<ul style="list-style-type: none"> 年次ベース 	<ul style="list-style-type: none"> 年次ベース 	<ul style="list-style-type: none"> 年次ベース

※Climate Registryやその他州や複数州で認可された義務的プログラムのプロトコルを含む、GHGの計測、算定、報告、検証のための最新の連邦、州、地域、国際的なプロトコルを参考としたベストプラクティスを考慮して法案成立後18ヶ月以内に政府はGHG報告ルールについて改訂しなければならないとされている。

7(2) 排出量のモニタリング・算定・報告・公表、第三者検証

我が国の検証機関

環境省の自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)では、温室効果ガス審査協会(GAJ)に加盟する22機関が検証業務を実施。

- ・(株)あらたサステナビリティ認証機構
- ・(株)EQA国際認証センター
- ・エイエスアール(株)
- ・SGSジャパン(株)
- ・KPMGあずさサステナビリティ(株)
- ・シーアイジャパン(株)
- ・(株)JACO CDM
- ・(株)新日本サステナビリティ研究所
- ・デット・ノルスケ・ベリタス・エーエス
- ・テュフ・ズード・ジャパン(株)
- ・テュフ・ラインランド・ジャパン(株)
- ・(株)トーマツ審査評価機構
- ・日本海事検定キューエイ(株)
- ・日本検査キューエイ(株)
- ・(株)日本スマートエナジー
- ・(社)日本能率協会
- ・(財)日本品質保証機構
- ・(社)日本プラント協会
- ・BSIマネジメントシステムジャパン(株)
- ・ビューローベリタスジャパン(株)
- ・ペリージョンソンレジストラ
クリーンディベロップメントメカニズム(株)
- ・ロイド・レジスター・クオリティ・アシュアランス・リミテッド

(参考)

環境省では、地方においてオフセット・クレジット(J-VER)制度等の第三者検証業務を行う検証人(将来的に検証機関に属する者)を育成することを目的として、主に地方の森林組合、土木系コンサルティング会社(測量・地質調査等を行う者)、試験研究機関の職員等を対象に講習会を実施している。

＜開催実績＞ 平成22年3月24日 高知県
3月26日 新潟県
3月30日 東京都
7月16日 徳島県

7(2) 排出量のモニタリング・算定・報告・公表、第三者検証

国際標準規格(ISO)の活用

- 国際的には排出量のモニタリング・算定・報告及び検証ルールの特準化が既になされており、国内ルールもこれらの国際標準を活用することが有効と考えられる。

規格	概要
ISO14064-1 (組織レベルの算定のあり方) ※JISQ14064-1として発行済み	•組織又は企業における温室効果ガス排出量の定量化におけるステップや報告内容等の原則や基本的な要求事項を示したもの。具体的なモニタリング方法や精度等のルールは各制度が独自に定めることとされている。
ISO14064-2 (プロジェクトによる削減量／吸収量の算定のあり方)	•削減／吸収プロジェクトによる温室効果ガス削減量／吸収量の定量化におけるステップや報告内容等の原則や基本的な要求事項を示したもの。具体的なモニタリング方法や精度等のルールは各制度が独自に定めることとされている。
ISO14064-3 (検証のあり方と指針)	•温室効果ガス排出量の検証における原則や検証プロセス等の基本的な要求事項を示したもの。具体的な基準等のルールは各制度が独自に定めることとされている。
ISO14065 (検証機関に対する要求事項)	•温室効果ガス排出量の検証機関に対する要求事項を示したもの。制度当局や認定機関が検証機関の力量を審査し、承認するために必要な事項を示している。
ISO14066 (検証チームの力量要求事項) ※規格化見込み	•温室効果ガス排出量の検証チームに対する要求事項を示したもの。制度当局や認定機関が検証チームの力量を審査するために必要な事項を示している。 •ISO14065とセットで用いられる。

7(2) 排出量のモニタリング・算定・報告・公表、第三者検証

ISO規格に基づく検証制度と検証機関の認定

- 海外の排出量取引制度では、英国、フランス、スペイン等EU-ETS、CRC(英国)、RGGI(米国北東州)においてISO規格に準拠した排出量の検証制度が構築されている。
- ISO規格に基づく算定・検証制度の信頼性を確保する上では、検証機関の力量や独立性を審査し、要件を満たす機関を認定するプログラムが必要であり、現在は一部の国の認定機関で認定業務が行われている。

(参考)

(財)日本適合性認定協会(JAB)では、本年7月より、温室効果ガス排出量の検証を行う第三者検証機関の認定プログラムを開始。企業や事業所等における排出量の算定結果に対する検証を業務として行おうとする機関について、その力量や独立性を審査し、要件を満たす機関を認定するもの。

7(2) 排出量のモニタリング・算定・報告・公表、第三者検証

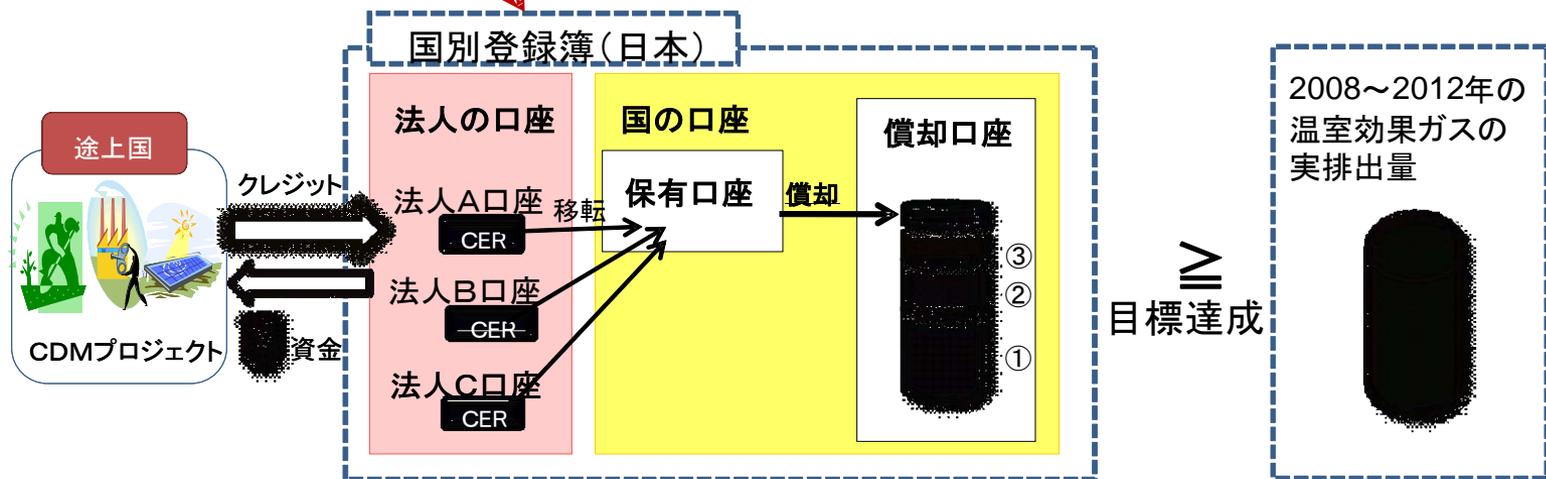
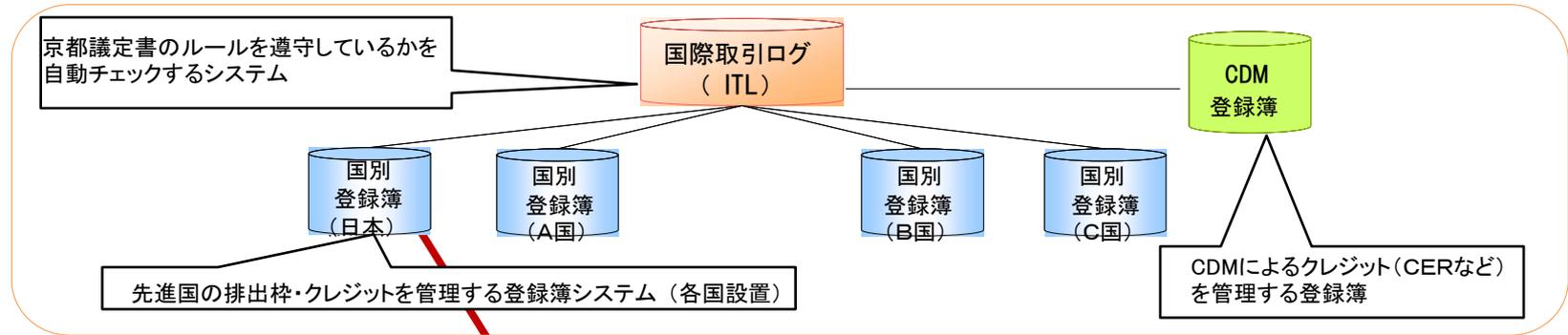
国内排出量取引制度におけるモニタリング、算定、報告等のあり方

- ・既存制度との整合性を図る観点から、現行の温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度を活用しつつ、国内排出量取引制度において必要なモニタリング・算定・報告・公表及び検証に係る統一的なルールの策定等を行うことが考えられる。
- ・その際、制度対象者の負担軽減を図る観点から、現行の算定・報告・公表制度で算定対象とされている微量な排出活動(例:アセチレンガス・噴霧器等の利用に伴う非エネCO2等)については、排出規模等を考慮して対象とするか否かを検討すべきと考えられる。

項目	内容
算定・検証の単位	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には事業所ごとに算定・検証を行うことが考えられる。 ※排出量管理のための社内システムを導入している等、組織の内部統制が機能しており、企業単位での検証が可能な場合には、算定・検証を企業単位で実施することも想定される。
報告内容	<p>例えば次のような情報について報告を受けることとしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場の敷地図 ・排出源・設備情報 ・エネルギー使用量、排出係数、発熱量 ・モニタリング方法、モニタリング精度、モニタリング体制 ・排出量(ガス別・燃料種別・設備別等) ※ベンチマーク方式を採用する場合には活動量(製品生産量等)データも必要
モニタリング・算定	<ul style="list-style-type: none"> ・統一的なガイドラインに基づき実施
検証	<ul style="list-style-type: none"> ・統一的なガイドラインに基づく、第三者機関による検証 ※制度管理者が一定の要件を満たす検証機関を認定するなどが考えられる。
報告先・報告頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・制度管理者(政府) ・年次ベース
公表	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策基本法案13条2項に基づき、排出の状況等についての情報を公表。 ※上記報告内容のうちどこまでを公表するか。

7(3) 登録簿(京都議定書と国別登録簿システム)

- 京都議定書に基づく排出枠・クレジットについては、それらを電子的に管理する国別登録簿システムが国ごとに整備されており、国際取引に対応して国連の取引ログを中心とした国際ネットワークが構築されている。
- 地球温暖化対策推進法においては、移転の効力発生要件や善意取得、保有推定など、我が国の国別登録簿システムにおける記録の法的効果等を定めている。



①初期割当量(AAU)、②森林源活動による除去分
③政府による京都クレジット(CER)取得事業

7(3) 登録簿(京都議定書と国別登録簿システム)

「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について(報告)」(平成18年1月 京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会)(抜粋)

5-4 クレジットの記録の法的効果について

クレジットの記録の法的効果は、国別登録簿上の記録がクレジットの保有者を判断する唯一の根拠となることにかんがみ、クレジットの帰属の安定性を確保する観点、国際調和の観点から譲渡の効力発生要件と構成すべきである。対抗要件と構成することも考えられるが、当事者間の意思表示のみで譲渡を認めることは、二重譲渡が発生する余地を生じることとなりクレジットの帰属を不安定にするため、適当でない。また、国際的には対抗要件という概念が一般的ではないため、国際調和の観点からも適当でない。(後略)

5-6 クレジットの保有推定について

国別登録簿は、管理者たる行政庁が当該国別登録簿の全体を管理するものであるが、個別名義の口座内に記録されるクレジットについては、当該口座の名義人が当該クレジットを適法に有するものと推定できるよう規定を整備すべきである。

5-7 クレジットの善意者による取得について

特定の口座に誤って記録されているクレジットを信頼して取引を行った善意・無過失の第三者を保護するため、善意者による取得の規定を整備することが必要である。(後略)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(抜粋)

(算定割当量の帰属)

第三十条 算定割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。

(算定割当量の譲渡の効力発生要件)

第三十五条 算定割当量の譲渡は、第三十四条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

2 (略)

(保有の推定)

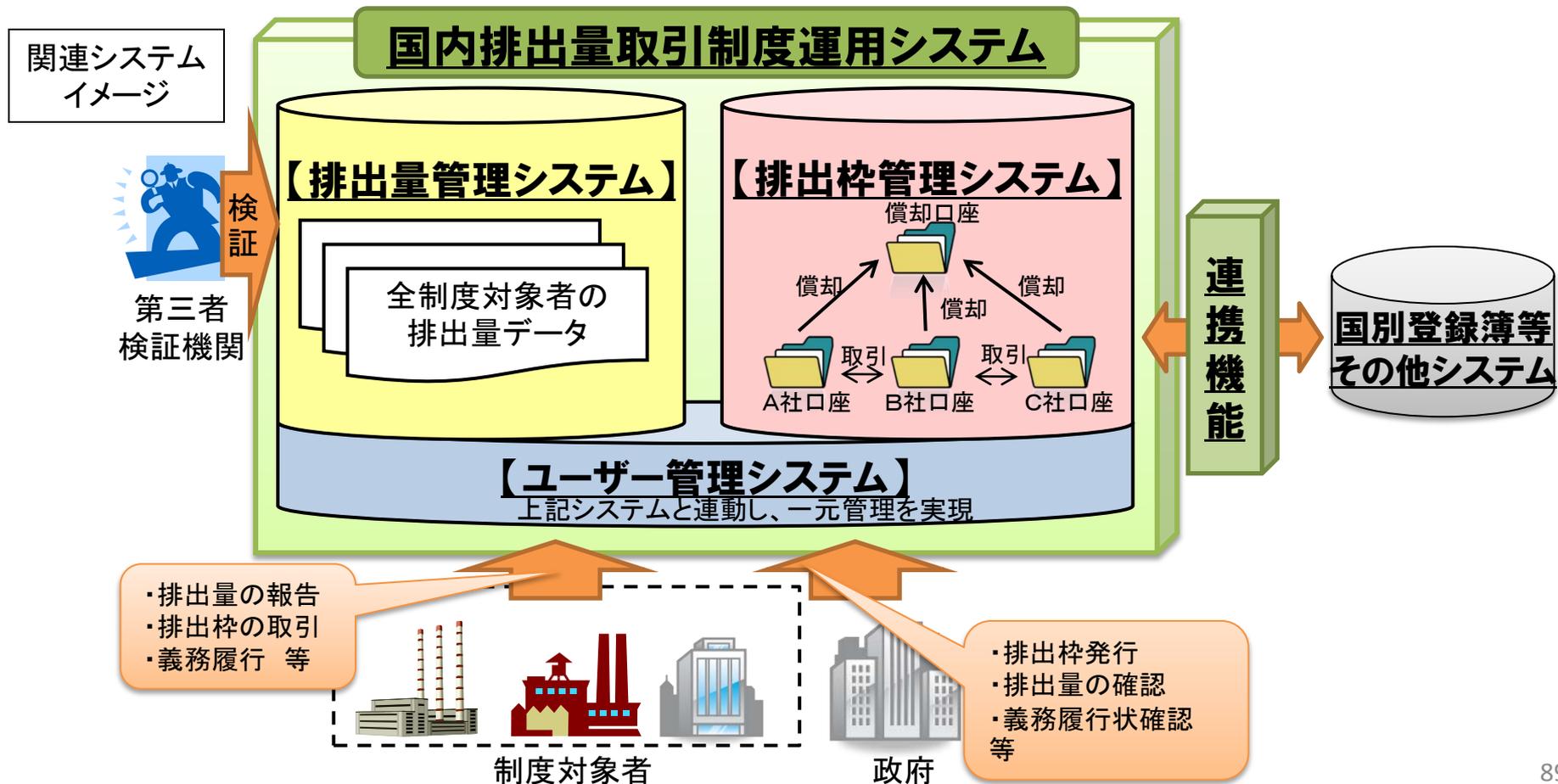
第三十八条 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

(善意取得)

第三十九条 第三十四条(第六項を除く。)の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

7(3) 登録簿(国内排出量取引制度におけるシステム整備)

- 国内排出量取引制度においても、排出枠を電子的に管理するための登録簿システムが必要。加えて、制度対象者の排出実績や義務の遵守状況を把握するための排出量管理システム等を併せて整備することが必要である。
- また、国内排出量取引制度に基づく排出枠についても、移転の効力発生要件や善意取得、保有推定など、登録簿システムにおける記録の法的効果や取引の法的規律を定めることが求められる。



7(3) 登録簿(排出枠の取引に関する法的規律の在り方)

「国内排出量取引制度の法的課題について(第二次中間報告)」
(平成22年1月13日 国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会)(抜粋)

5-5 排出枠の取引に関する基本的な規律の在り方

- (略)・・・国内排出量取引制度の排出枠についても、登録簿上の電子記録に法的意味を持たせ、かつ、排出枠の流通を確保するため、排出枠の帰属、移転の効力発生要件、保有の推定、善意取得の規定を設ける必要があると考えられる。
- 例えば、温対法の関連規定のうち、「割当量口座簿」を「登録簿」に、「算定割当量」を「排出枠」に置換すると、以下のような規定になる。

- ・ 排出枠の帰属は、この章の規定による登録簿の記録により定まるものとする。
- ・ 排出枠の譲渡は、第●条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る排出枠の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。
- ・ 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた排出枠を適法に保有するものと推定する。
- ・ 第●条の規定に基づく振替によりその管理口座において排出枠の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該排出枠を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

- 前述した排出枠及び排出枠の取引の特徴に照らせば、社振法※及び温対法と同様の規定を設け、これを排出枠の取引に関する基本的な規律とすべきである。(後略)

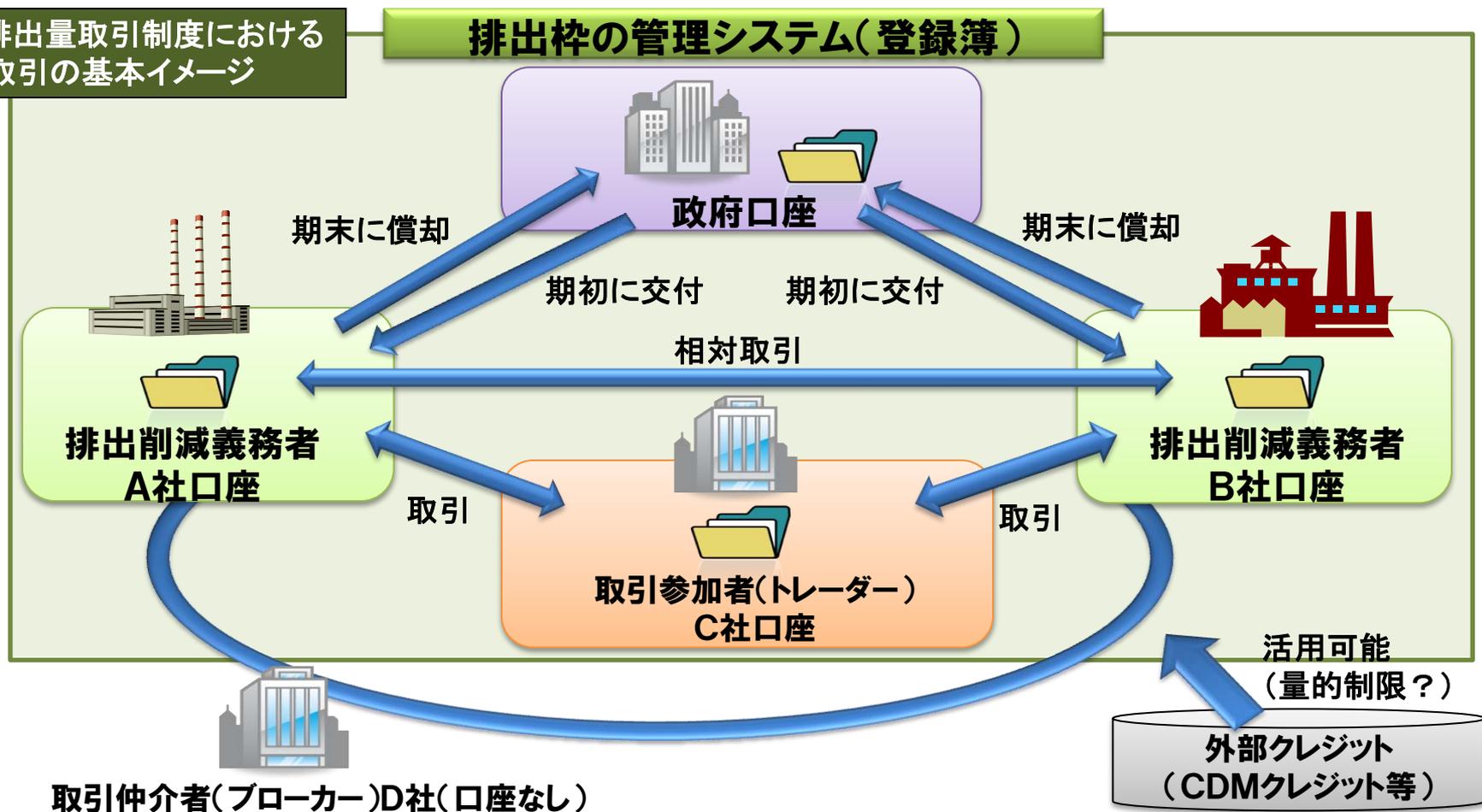
※社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)

7(4)適切な市場基盤

【排出枠の取引に関する市場基盤】

- 国内排出量取引制度が機能し、期待される効率性を発揮するためには、排出枠の取引が円滑に行われることが前提であり、そのための適切な市場基盤の整備が必要である。
- 排出枠の取引に関する市場基盤としては、以下が考えられる。
 - ①登録簿システム、排出量管理システム(前述)
 - ②排出枠の取引に関する法的規律(前述)
 - ③取引に関するルール(取引主体に係る制限等)
 - ④会計上・税務上のルール
 - ⑤流通インフラ

国内排出量取引制度における取引の基本イメージ



7(4)適切な市場基盤

【取引に関するルール(取引主体に係る制限等)】

- 取引の円滑化や健全な市場育成(市場の信頼性確保)の観点から、以下の項目について予め法的に規律しておくことが想定される。
 - ①取引できるのは誰か(削減義務を負わない取引参加者を認めるかなど)
 - ②どのような取引を規制するか(禁止行為)

【会計処理・税務上の取扱い】

- 制度の導入に伴い、しかるべき機関において定められるものと考えられる。

例えば、京都クレジット等の会計処理上の取扱いについては、「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(平成21年6月23日企業会計基準委員会 実務対応報告第15号)、京都クレジットの税務上の取扱いについては、「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」(平成21年2月13日国税庁回答)が公表されている。

【流通インフラ】

- 取引所や清算機関等の流通インフラについては、基本的には制度が施行され、市場が成熟していく段階で、整備されるものと考えられる。
- 市場における政府の役割としては、取引に関するルールの的確な執行のほか、排出実績等に関する情報の適切な開示、価格高騰の防止等が考えられる。

【いわゆる「マネーゲーム」への批判・懸念】

- いわゆる「マネーゲーム」への批判・懸念として、以下のようなものが挙げられる。
 - 削減義務を負わない取引参加者や仲介業者が、取引によって利ざやや手数料を稼ぐことに対する批判
 - 投機資金の流入、不公正取引(排出枠の買い占めや価格操作等)による排出枠価格の急変動などに対する不安・懸念
 - 海外からクレジットを買うことに対する批判(いわゆる国富流出)

7(4)適切な市場基盤

いわゆる「マネーゲーム」への批判・懸念について

削減義務を負わない取引参加者や仲介業者が、取引によって利ざやや手数料を稼ぐことに対する批判

- ✓ 取引相手を見つけるための取引参加者や仲介業者（以下「仲介者」という。）へのニーズは、一定程度見込まれる。流動性が高ければ、仲介者間の競争が起こるため、売値と買値の幅や手数料が適正水準に抑えられると期待される。（取引参加者を認めない場合、排出枠を持つ者と持たない者とがバラバラに取引するため、取引が成立しないリスクや、不当な価格での取引を強いられるリスクが生じる。）
- ✓ EU-ETSは、第1フェーズにおいて、流動性は高く、売値と買値の幅も狭いと評価されている。（英国金融サービス庁報告書（2008年3月））

投機資金の流入、不公正取引（排出枠の買い占めや価格操作等）による排出枠価格の急変動などに対する不安・懸念

- ✓ 仲介者の信頼性を確保する観点から、制度参加や行為に関し一定の制限を設けることも一案。価格高騰に対しては、費用緩和措置により対応することも一案。
- ✓ 一般的に、投機は市場に流動性を供給し、価格の安定化にも寄与し得る。先物取引等のデリバティブ取引も、本来は市場価格の変動リスクをヘッジする手段であり、個別企業が自らのニーズにおいて活用するもの。
- ✓ 不公正取引（排出枠の買い占めや価格操作等）については、市場が成熟していく段階で、必要な対応がとられるものと考えられる。
- ✓ EU-ETSでは、第2フェーズ以降、排出枠価格はマクロ経済の動向を反映して動いており、合理的に機能しているとの示唆がある。（世界銀行報告書（2010年5月））

海外からクレジットを買うことに対する批判（いわゆる国富流出）

- ✓ 外部クレジットは、個別の対象事業者が排出削減義務の達成手段の一つとして活用するかどうかを選択するものである。
- ✓ 国内の排出削減を促すため、制度設計において、外部クレジットの活用に関し一定の制限を設けることが考えられる。

7(4)適切な市場基盤

(参考1)EUETSにおける仲介業者、取引所の手数料率(例)

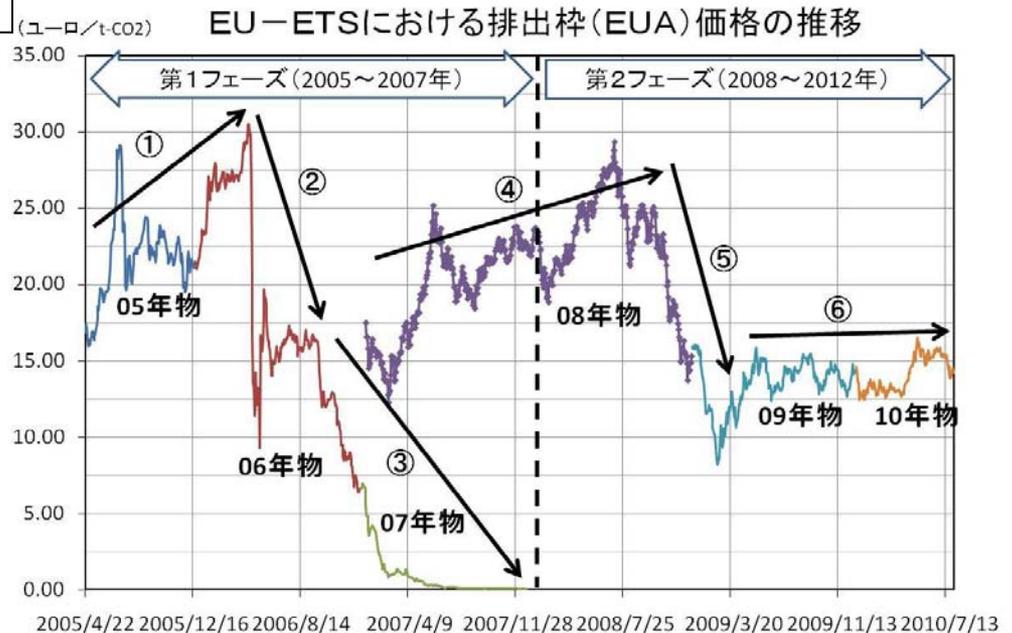
【ECX】取引手数料: 4.00~5.00ユーロ/ロット(1,000t-CO₂)、清算・決済手数料: 3.00ユーロ/ロット
 【相対取引】仲介手数料(ブローカー、銀行): 0.01~0.2ユーロ/t-CO₂

※環境省調べ

(参考2)EU-ETSにおける排出枠の価格の推移

EU-ETSの市場動向

- ① 原油価格等の上昇に伴い、投機的な需要が増大(05年物)
- ② 05年の排出量実績が判明し、排出枠の余剰が生ずることが明らかになったために急落(06年物)
- ③ 第1フェーズの排出枠は第2フェーズに持ち越しできず、投売り発生(07年物)
- ④ 第2フェーズは、制度が安定し、情報の共有も進んだため、安定化(08年物)
- ⑤ 原油価格の急落と、金融危機による経済活動の低迷で、需要が急減(08年物~09年物)
- ⑥ 需要は低迷。価格はCERと同水準で推移(09年物~10年物)



(参考3)価格高騰防止策(海外事例)

	EU-ETS(第3フェーズ)	米国KL法案
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連続する6ヶ月において、排出枠価格が、過去2年間の欧州市場平均価格を3倍以上上回り、価格上昇の原因が市場のファンダメンタルズ要因の変化に基づかない場合、下記の対策を講じる可能性がある。 (a)加盟国は、オークションを前倒して実施する。 (b)加盟国は、新規参入者用リザーブに残った排出枠の最大25%をオークションにかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 費用緩和リザーブのオークション: 排出枠価格の高騰に備え、一部排出枠を取り置き、排出枠価格が25ドルを超えた場合に、オークションにて売り出す。償却期日(4月1日)の前90日間販売。

(参考4) EU-ETSの市場参加者について

- ・「EU-ETS のなかで最も活発な取引を行っているのは、大手公共企業体、特に発電事業者です。これらの企業は、自国政府によって、他の産業・製造部門よりもずっと厳しい目標を与えられているからです。」(英国CEAGのリズ・ボッセリー氏)
- ・「EU-ETS の対象企業には排出量取引の習慣のない企業も存在。彼らは、直接、市場で排出枠を調達するのではなく、関連する銀行やエネルギー供給会社に、彼らに代わって売買を行うよう指示することを選択すると思う。それが、銀行がなぜ市場で活発なように見えるかを示唆している。」(環境NGO CAN EUROPE のトーマス・ウィンズ氏) (※東京都資料より)

(参考5) 英国金融サービス庁 (FSA) 報告書 (2008年3月) におけるEU-ETSの評価

- ・市場参加者は、一部の排出量取引市場は既に良好に機能していると考えている。例えば、欧州域内排出量取引制度(EU-ETS)は、様々な取引場所又は取引形態が利用可能であり、流動性は高く、売値と買値の幅も狭いことから、概して良好に機能している。
 - ・排出量取引市場における、年金基金等機関投資家の活動は、より長期にわたり確立している既存のコモディティ市場と比較して、小規模なものである。この原因としては、排出量取引市場が相対的に未成熟であること、先行きが不確実であること、ボラティリティが高いこと、他の多くのコモディティと組み合わせて良好なポートフォリオを形成できるような価格決定要因の欠如等が挙げられる。
 - ・小口投資家を含む消費者については、コモディティ市場への直接投資が非常に限定的なものと考えられる。ただし、排出量取引市場と結びついた消費者向け投資商品は幾つか見られる(例えば、排出量取引市場とリンクした住宅ローンなど。)また、投資商品には該当しないが、多くの消費者が、自主的な排出削減クレジット(VER)を、カーボン・オフセットを目的として、購入している。加えて、為替取引ファンド市場においては、一部の消費者を含む各種投資家の参加が増加傾向を見せている。
 - ・FSA は、他のコモディティ市場と比較して、排出量取引市場がより不公正取引を引き起こし易いものとは考えていない。よって、今後も不公正取引に注意はするものの、既存のコモディティ市場以上に、追加的な不公正取引防止を検討することは考えていない。
- (※FSA. The emissions trading market: risks and challenges (March 2008)より)

(参考6) 世界銀行報告書 (2010年5月) におけるEU-ETSの評価

- ・2009 年は、EU-ETS に関連して、欧州第一審裁判所がポーランドとエストニアの国別割当計画(NAP)に対する欧州委員会の却下決定を無効と判断したこと、フランスや英国での付加価値税(VAT)詐欺、ドイツの国別登録簿へのフィッシング攻撃、償却済みCERの「リサイクル」など、多くの論争が起こった点が特徴として挙げられる。これらは皮肉にも、欧州の排出量取引市場が注目を集める主流の市場に成長し、迅速に問題を解決する能力がある制度であることを示唆している。
- ・EU-ETS は市場メカニズムであるから、マクロ経済の動向をどれほど正確に反映しているかを、評価するべきである。世界的経済危機が深刻化するにつれて、成熟したエネルギー商品価格とともに炭素価格が下落し、経済の回復の兆しとともに同価格もまた回復したという事実は、同市場が効率的かつ合理的に機能していることを示唆している。

(※ Carbon Finance at the World Bank. State and Trends of the Carbon Market 2010 (May 2010)より)

7(5)国と地方との関係

- 日本国憲法、地方自治法において、(普通)地方公共団体は、法律の範囲内で(法令に違反しない限りにおいて)条例を制定することができる。 (日本国憲法第94条、地方自治法第14条1項)

<日本国憲法>

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

<地方自治法>

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- 条例が法令に違反しているかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって決しなければならない。(徳島市公安条例事件最高裁判決)

<徳島市公安条例事件(最判昭和50年9月10日刑集29-8-489:抜粋)>

「地方自治法14条1項は、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて同法2条2項の事務に関し条例を制定することができる、と規定しているから、普通地方公共団体の制定する条例が国の法令に違反する場合には効力を有しないことは明らかであるが、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによつてこれを決しなければならない。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によつて前者の規定の意図する目的と効果をなんら阻害することがないときや、両者が同一の目的に出たものであつても、国の法令が必ずしもその規定によつて全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえないのである。」

- 既存の公害規制法制では、条例との関係において以下のような対応がなされているが、温室効果ガスの排出規制と従来の公害規制を同列に考えることができるか。
 - 具体の規制基準を自治体に委ねる。(例:騒音規制法・振動規制法における狭域的な騒音・振動の基準)
 - 法律よりも厳しい上乘せ規制を定めることを認める。(例:大気汚染防止法の排出基準、水質汚濁防止法における排水基準)
 - 法律が規制していない対象を規制する横出し規制を認める。(例:大気汚染防止法・水質汚濁防止法における規制対象施設及び規制対象物質の範囲)

7(5) 国と地方との関係(都道府県等の動向)

■ 都道府県等における排出量取引制度その他関連制度の実施動向

1. 実施段階にあるもの

【東京都】 東京都環境確保条例を改正し、「地球温暖化計画書制度」から削減結果を求める「総量削減義務と排出量取引制度」へと強化(2010年4月から開始)。

対象期間	第一計画期間：2010～2014年度（以後、5年度ごとの期間）
対象者	「前年度の燃料・熱・電気の使用量が、原油換算1500kl以上の事業所」の所有者（1,332事業所（平成22年3月末現在）、カバー率は都の業務・産業部門の排出量の約4割（都の排出量の約2割））
総量削減義務 （割当方法） <罰則あり>	「基準年度排出量（2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度）」×「削減義務率」（▲6%、▲8%）×「計画期間」 ※グランドファザリング方式による無償割当
排出量取引	都の認定を受けた超過削減量（対象事業所が義務量を超えて削減した量）、都内中小クレジット（都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量）及び都外クレジット等を取引可能。

2. 準備段階にあるもの

【埼玉県】 埼玉県地球温暖化対策推進条例により、県が事業者の目標を設定し、事業者の排出削減量の取引を認める制度（「目標設定型排出量取引制度」）を創設(2011年4月から開始)。

対象期間	第一計画期間：2011～2014年度（以後、5年度ごとの期間）
対象者	「前年度の燃料・熱・電気の使用量が、原油換算1500kl以上の事業所」の所有者（県内の約600事業所が該当。）
総量削減義務 （割当方法） <努力義務>	「基準年度排出量（2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度）」×「削減義務率」（▲6%、▲8%）×「計画期間」 ※グランドファザリング方式による無償割当
排出量取引	県の認定を受けた超過削減量（対象事業所が義務量を超えて削減した量）、中小クレジット（県内中小規模事業所の省エネ対策による削減量）及び森林吸収クレジット（森林吸収による二酸化炭素削減相当量）等を取引可能。

3. その他関連制度

30を超える都道府県、政令市において、温室効果ガスの排出削減の取組等に係る計画の策定及び知事等への提出等を義務付ける制度を制定している。